

令和6年第12回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日	時	令和6年12月25日
		13時30分～15時46分
会	場	海老名市役所 6階議員全員協議会室

令和6年第12回海老名市農業委員会定例総会

令和6年12月25日「令和6年第12回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。

招集委員は14名、応召委員は12名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治	2番 宮基 功	3番 澤地 正典	
5番 鈴木 守	6番 岩壁 正和	7番 三廻部 茂	
9番 市川 和美	10番 小松 佐一	11番 鈴木 徹	12番 橋本 保
13番 青木 莊一	14番 牛村 律子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 本多 洋	16番 大貫 信夫	17番 重田 政一	18番 西海 正義
19番 西山 勝敏	20番 鴨志田ひろし		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 秦 芳生、主幹兼管理係長 尾山 剛、主査 加藤友彦、
主事 高野 栞

会議事項は次のとおりである。

日程第1	議案第58号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第59号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	議案第60号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
日程第4	議案第61号	引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第5	議案第62号	農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」
日程第6	議案第63号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第7	議案第64号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地の使用貸借権の解約について
- (2) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。（開会の時間：午後1時30分）

【議長】 本日は4番及び8番の委員が欠席しております。よって、ただいまの出席委員は12名です。また、農地利用最適化推進委員、6名が出席をしております。定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、海老名市農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしですので、14番牛村律子委員と7番三廻部茂委員を指名いたします。

それでは、議案書3ページから4ページ、4. 報告事項（1）活動状況、（2）農地の異動状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地移動状況を報告した。）

【議長】 報告事項が終了いたしました。ただいまの報告につきまして、何かご質問がございましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようでしたら、報告ですので、この程度にさせていただきます。

本日は、傍聴人がございませんので、このまま議事を進めていきたいと思っております。

それでは、議案書5ページ、5. 付議事項の日程第1、議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。

受付番号27ですが、3番委員が譲受人として、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、審議終了まで退席をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

（3番委員退席）

【議長】 それでは、再開いたします。

受付番号27について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、農地法第3条の規定による許可申請についての受付番号27でございます。申請地は、中河内■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、

■■■■さん、■■さん、■■■■さん、ほか4名の計7名が農業従事者とのことで、経営主は、令和6年の農家台帳において■■■■さんになっております。続いて、農業への従事状況についてでございます。農業経験年数は、■■■■さん、■■さんがともに32年、■■■■さん、ほか4名が15年で、農業従事日数は、全員、180日とのことです。■■■■■■■■■■の現在の農業経営面積でございますが、自作地の田が■■■■■平米、借入地の田が■■■平米でございます。次に、機械についてです。主要農機具といたしまして、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、トラック3台を所有しております。取決めに従い、支障が出ないように耕作する旨が申請書に記載されており、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題なしと思われまます。そのほか、許可することができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関しましても特に問題ないと思われまます。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。15番委員。

【15番委員】 こちらも昨日、現地確認したところ、資料2のような写真で、よくうなってあって、田として耕作しても何ら問題ないと見受けられます。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号28について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、採決をさせていただきます。

受付番号28を許可することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可とするものといたします。

続きまして、受付番号29についてですが、お諮りをいたします。

受付番号29と30は、申請事由及び譲渡人、譲受人が同じであることから、説明、質疑、意見まで一括して行い、採決は個別に行いたいと思いたしますが、ご異議ございませんでしょうか。

もとの■■さんの世帯のほうに戻すような形でこのまま継続していきますというお話を伺いました。今年の4月に■■■さんが亡くなられているということで、今年はどこも耕作されていなかったのが現状でした。来年からは耕作するという事だったので、一応お話を伺って、押印させていただきました。

以上です。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、詳細説明でございます。

■■さんの農家世帯としての状況についてでございますが、■■■■■さん、■さん、■■さんの3名が農業従事者とのことで、経営主は、令和6年の農家台帳において■さんになっております。続いて、農業への従事状況についてです。農業経験年数は、■■■さんが12年、■さん、■■さんがともに77年です。農業従事日数は、■■■さんが300日、■さん、■■さんが100日とのことです。■■さんの現在の農業経営面積でございますが、自作地の田が■■■■■■■■■平米、畑が■■■■■■■■■■■■■■■平米、合計■■■■■■■■■■■■■平米でございます。次に、機械についてです。主要農機具として、トラクター2台、耕運機4台、田植機1台、コンバイン1台、トラック等を所有しております。取決めに従い、支障が出ないよう耕作する旨が申請書に記載されており、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題なしと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関しましても特に問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。15番委員。

【15番委員】 こちら、両方の現地確認をいたしまして、資料3、資料4の写真とほぼ同じ状況でした。これからも田んぼとして耕作するとありました。特に問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号29と30について、質疑のある方は一括でお願いいたします。

【20番委員】 77、77ですが、貸付もしていないということは、実質、■■■■■さんが田んぼを1人でやっていらっしゃるということですか。

【事務局長】 先ほど農業従事者が3名出てきましたけれども、■■■さんにとってのお父さん、お母さん、かなりご高齢でございますので、実質というか、主体的には■■■■■さんがやられているという形になります。ちなみに亡くなられたのは■■■さんのお兄さん、そのお兄さんのお子様が■■■さんという形になりますので、お兄さんが持っていた農地を■■■さんが1枚相続、あとは半分相続したんですけれども、やり切れないから、お兄さんの妹である、おばさんに当たる方にやっていただくという形が、簡単に言うと、そういうことでございます。

【20番委員】 本人がやっているの、誰かやってもらっているの。

【事務局長】 ■■■■■■さんが。■■■■■さんは畑作なんかも結構いっぱいやってまして、もともとこの家は、ご存じのように、グリーンセンターにも、■■■■■さんという名前でいっぱい野菜が出ていたりしていた家で、営農の規模はかなり大きくやられております。

以上です。

【議長】 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、採決に入ります。

まず、受付番号29について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可とするものといたします。

続きまして、受付番号30について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可とするものといたします

次に、議案書6ページ、5.付議事項の日程第2、議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。

受付番号13ですが、13番委員が譲渡人として、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、審議終了まで退席をお願い

当該施設の敷地が接する道路及びインターチェンジに至るまでの主要な道路幅員が9メートル以上かつ2車線以上の幹線道路であることが必要となります。以上の要件を踏まえまして候補地を検討した結果、本申請地を選定いたしました。

本申請地は、首都圏中央連絡自動車道寒川北インターチェンジから約2.3キロの位置にあり、主要地方道、県道46号（相模原茅ヶ崎）に接道しているため、交通の利便性に優れております。また、申請地西側にある一級河川永池川の河川改修が終了していることから、防災上問題がない区域と判断したためでございます。本申請地以外の地域も検討しておりまして、候補地といたしましては、厚木市、伊勢原市、平塚市及び横須賀市等で調査を行いました。要件に合う土地がなかったとのことで、断念しております。

本申請地の農地の立地基準につきましては、当該申請地は農用地区域外にあり、甲種農地の要件に該当せず、JR相模線門沢橋駅から300メートル以内に存することから、第3種農地と判断しております。

次に、資料5-4、土地利用計画図を御覧いただきたいと思います。図は、右が北を指しております。本申請地の造成については、盛土、切土、ともに行う計画になっており、盛土の場合ですと最大で90センチ、切土は最大で1メートルとなっております。敷地の外周部につきましては、コンクリートブロック3段を積み、その上に高さ1.5から1.8メートルのネットフェンスを設置する計画になっております。建物につきましては、鉄骨造3階建て、延べ床面積5,655.28平米の計画になっており、敷地全体をアスファルト舗装し、駐車スペース及び緑地帯を設ける計画になっております。敷地内への車両進入につきましては、警察協議により、東側の県道から出入りを行います。次に、敷地内の雨水対策でございますが、雨水対策については敷地内に雨水管を設置し、3か所ある雨水貯留槽に雨水をため、流出抑制後、永池川に放流する計画となっております。次に、日照関係についてでございます。今回計画されている建物は、南側に隣接する農地よりも北側にあることから、当該農地に日影ができることはなく、その影響はないものと思われま。また、施設内の照明灯につきましては、照度、明るさでございますが、設置時について調整を行いまして、隣接農地に影響のないように施

工いたしております。隣接する農地の周辺には緑地帯を設ける計画となっておりますが、植樹をするのはサツキですとかドウダンツツジといった低木、こういったものを植樹いたしますので、鳥被害の影響はないようにしております。以上、市のまちづくり条例等の協議や関係法令等の申請についても認定済みであり、転用が不確実とされる要因は確認できず、隣接農地への被害防除対策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

以上でございます。

【議長】 詳細説明が終わりました。

暫時休憩とします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

【事務局長】 議案書の訂正を、申し訳ございません、6ページの下から2つ目の箱に、■■■■■■、■■■■■■さんという方、この方が所有権の移転なしに賃借権の権利の設定ということになりますので、申し訳ございません、訂正をお願いいたします。

【議長】 現地調査班の意見をお伺いいたします。15番委員。

【15番委員】 現地確認したところ、資料5-1のような写真の状態で見えておりました。南側の一角、田んぼとして残ってしまいますけれども、お話のように、用水と排水、また、日照の問題に関してもいろいろと業者も考慮しているみたいなので、そういった問題もクリアできそうなので、あえて難しい問題はないかと思われれます。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号13について、質疑のある方。

【19番委員】 一部、真ん中に市道がありますよね。これは廃道という形で業者が買うと。廃道したときに、水路があって、前、水が流れていたはずなんですけれども、その水がどこかで切ってしまうても問題ないんでしょうかね。

【主幹兼管理係長】 今の質問なのですけれども、市道の処分というか、そういうお話だと思うんですが、公有財産を処分する際に、実際にはこれは管轄するのが道路管理課という部署と、あと用地課という部署になるんですけれども、この道路もしくは水路が必要か必要じゃないかというのを道路管理課のほうでは

判断しております。今回、この水路を切っても問題ないというようなことで判断して払い下げの方向に行っております。払い下げの方法でございますけれども、確かに今19番委員言われるように、廃道というような形の手続を取っているんですが、この12月議会に上程しております、もう議決をされております。議決後、これは道路法の規定によりまして、2か月間の縦覧期間を設けなければいけない関係がございます。それが終わると契約というか、そういった形で、所有権も変わってくるというような形になります。

以上です。水路も同じです。

【19番委員】 了解しました。

【3番委員】 今のは、ここで廃道にして止まったら、上のほうで水が左右に分かれるということですか。永池まで直線で行っているのが、ここを廃道にするから、両側の水路は廃道にする手前で左右に。

【事務局長】 恐らくこの部分、既存の水路が西のほうにずっと行って、永池川に落ちているところ、道路も含めて。ここ、道路もなくなっちゃうよと、この水路も埋めちゃいます。この部分で。

【3番委員】 左右に振るということ。水が左右に流れる。

【事務局長】 水路自体がなくなるので、南のほうにしか行かないよと。さっき言った、ちょっと南に行ったら、西のほうに1本、取り口をつくって、残った田んぼに入れます。あと、南にももっと水路をつけて、余分な水はこっちから南に落として、そこから西に落として、永池川に落とすと、そういうふうな構造でやるということでございます。

以上です。

【12番委員】 19番委員と同じような質問なんですけれども、この中央の道路が廃道になるということですね。どこまで廃道になるんですか。■■■■■と■■■■■は廃道に接しちゃっているんですけれども、そういった了解とか。どこまで延長は。

【議長】 ちょっと残っているんだね。

【主幹兼管理係長】 今のご質問なんですけれども、■■■■■、それと■■■■■、もって言うてしまうと、その上の■■■■■、その横、■■■■■、■■■■■と、これ、県道の相模原茅ヶ崎線の道路になっているんです。要は公図の

見方上、これ、道路の中なんですよ。今言われたのは。県道の中なんです。

【事務局長】 資料5-3から見ていただきたいと思います。公図上行くと、ここが道路だよというのは、資料5-3だと、上から■■■■■とか、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、これはずっと県道です。次のページの5-4に行っていて、資料の左から、■■■■■、■■■■■、右行つて、■■■■■とか、■■■■■、ずっとこの辺、これ、みんな、道路です。次のページも同じように見ていただければ。■■■■■とか、■■■■■、これ、道路になっているということでございますので、そういう説明で、公図だとかいうふうになっております。よろしいでしょうか。歩道も含めて、道路用地でございます。

【議長】 よろしいですか。

【2番委員】 2点ばかり。1点は、図面で表記でよく分からないんだけど、建物の高さは、想像だけど、この図面からすると、点線で示したのは10メートルぐらいですか。確かに周りへの日照等は無関係というふうに思われます。多分、この点線の形からすると10メートルぐらいかなというふうに想像はするんだけど、そんなに極端に高くはならないのかね。

【主幹兼管理係長】 建物の高さですけれども、最高高が16.4メートルになります。

【2番委員】 いま1点、図面の資料5-4で、平面図、計画図がありますね。それで、この右方のほうに公共緑地と書かれている場所がありますね。先ほど来から、廃道にするという形の公共用地がありましたけれども、その用地をつけ替えてここに持ってきているんじゃないかなと私は想像しているんだけど。

【主幹兼管理係長】 この公共緑地は、開発の中で何か設けなきゃいけないというルールがあるみたいなんです。さっきの話なんですけれども、道路の部分については、もう売り払ってしまうと、価格についても、具体的な価格はまだ契約されていないので、それは公表できないということです。

以上です。

【2番委員】 公共緑地、この部分は開発者が整備して、市のほうに帰属するという形、用地と、それから施設そのものも緑地として整備するという、そういう形になりますよね。公共だから。用地も帰属するのかなと思って。公共になっているから。

【主幹兼管理係長】 今、2番委員がおっしゃるとおりです。公共緑地、今回の場合ですと、面積が■■■■■平米、これは市のほうに。

【2番委員】 木を植えるだけじゃないのかな。

【主幹兼管理係長】 確認します。

【事務局長】 まだあれなので、この総会中に確認をさせていただいて、後でということでもよろしいでしょうか。もし審議の採決に関わるようだったら今急いで。

【2番委員】 構いません。

【14番委員】 ここは、こっち側、県道の横に歩道がずっとあると思うんですけども、そこに向けて直接道路に車が出入りするということですよ。この地図を見ると。そこに対しては何らかの配慮というのは何かあるんですかね。郵政のあそこで1回■■■■が起きていますので。

【主幹兼管理係長】 今のお話で、出入りの部分。確かに往来するのが4トントラックですとか、あとは1日に1、2台の割合なんですけど、10トントラック、こういったのも往来するらしいんですね。ここなんですけれども、門沢橋小学校が直近にあって、実際には通学路には指定されていないらしいんですけども、ただ、有馬中学校へ行く生徒、有馬中学校はご存じのように自転車で登下校しておりますので、生徒さんが通る可能性も高いだろうということで、ここの出入口については事業者のほうでガードマンをつけて歩行者、あとは自転車で通る人の安全確保を図るということは聞いております。

以上です。

【14番委員】 分かりました。ただの情報として、1つですけども、郵政の■■■■の後には確かにガードマンは立っていたんですよ。今は立っていないんです。ですので、また起こってはいけないかなという懸念が、近所に住んでいる者としてはずっとありますので、そこは強くお願いしたいと思います。

【主幹兼管理係長】 実際、こちらを開発するに当たって関係各課と協議をしなければいけないことになっています。今回の場合に限らずなんですけれども、小中学校の通学路を担当しているのは教育委員会の就学支援課というところがあるんですけども、そちらのほうで業者も協議に行っています。就学支援課からは、該当する門沢橋小学校、それと有馬中学校、こちらの2校に対して、必ず工事が始まる前にきちんと校長先生、学校関係者としっかり打合せをす

るようという指導が入っている状況です。

以上です。

【14番委員】 分かりました。ありがとうございます。

【3番委員】 昨日、現地へ行って、全然、聞く間もなかったんですけど、この場合、気になるんですが、地元での苦情なんかを言う場合は、■■■■■■■■の中の何課の何々というのは、市のほうでは、この方に苦情を言ってくださいとかというのはあるんですか。相談を受けますよとかという窓口みたいなものは、市としては持っているんですか。この方、会社として。今こう言われて、途中まで警備員がいたけど、いなくなっちゃったよとか、そういう文句を言う場合に、市のほうに言って、市のほうは■■■■■■■■に対して、何課の何々、誰々に相談すればこうなるというような相手先の課というか、そういうものは分かっているわけですか。

【事務局長】 現時点ではまだこの事業が起こす前の話なので、基本的には■■■■■■■■が所有するんでしょうけど、■■■■■■■■が任せている代理人と市とでいろいろやり取りをしていますので、何かもし要望があれば、さっき言っているように、その代理人とのやり取りです。できた後、造っちゃった後、何か話をしたいときに■■■■■■さんのどこに連絡するのかということは、現時点では市のほうは押さえてはいないと思われま。実際に農地転用のこの話でも、じゃ、代理人さんに、転用が終わった後、何か文句を言いたかったら、■■■■■■さんのどこにするのというような話は現時点ではしていないので。できてから、当然■■■■■■さんも、恐らくまだ営業をここでしていないので、どういう■■■■■■さんの組織の体制でやるのか分からないので、はっきりは聞いてはいないと思います。

以上です。

【3番委員】 それはやはりそれがきちっと実行された上において出てくる問題なのかな。基本的にはね。

【事務局長】 おっしゃるとおりで、今後の話になると思います。

【3番委員】 それは市としてはそういうものに対する追及というか、誰を相手にするんですかというのは、書類としてもらうべきだし、もらえるものなんですか。それだけは一般市民に、例えば一々取るんじゃなくて、そういう相談窓口み

たいなのは当然市としても把握しておくということですよ。

【事務局長】 把握していないと思います。そこまでは。終わっちゃった後に、じゃ、今後、何か起きたときは、どここの部署が対応しますというようなものは書面では交わしていません。基本。農地転用の場合もそうです。何かあればその事業者、所有者に連絡して、その事業所の中、会社の中の担当とやり取りをするというような形が一般的なのかなと思いますので、基本、書面で、終わったものに、じゃ、今後、何かあった場合にはどこどこというようなことは交わしていないと思います。少なくとも農地転用の場合も交わしていません。

以上です。

【議長】 先ほどの2番委員の。

【主査】 先ほど確認させていただきまして、緑地の関係なんですけれども、公共緑地につきましては都市計画法による公共緑地、ただの緑地、緑地というふうに表示されているものについては、まちづくり条例による緑地ということになっておりまして、帰属はしないということで、2つとも、緑地とも自己管理をしていただくという形で確認させていただきました。

【議長】 よろしいでしょうか。

【2番委員】 言葉が公共じゃなくて、公開緑地か何かにすべき。公共緑地というのがあると、やっぱりあくまで公共なんです。市のほうに土地が帰属されて緑地にならなきゃおかしいので、多分、帰属されないのだとすれば、公開緑地というふうにすべきですね。言葉の表現としてはね。その辺のところは後で結構です。

【事務局長】 今、2番委員からご指摘があったように、都計法上の必要なものを今回公共緑地というふうに事業者のほうで明記してきて、あと、まちづくり条例の中でこれだけの緑地が必要だということをただの緑地と、関連法令や条例が違うので分けているのかなという説明をしたんですが、文言の表記が公共緑地ということになると、ちょっと違うイメージがあるという話だったので。

【2番委員】 公共をなくせばいいということでしょう。

【事務局長】 その辺、今後、まちづくり課のほうともよく確認して、どういう文言の表示をさせるかは確認させていただきたいと思います。

は、敷地内に雨水浸透施設を新設し、水勾配をつけることにより、雨水浸透施設へ流し、区域内浸透処理を行う計画となっております。車両の進入につきましては、北側及び東側から出入りを行いまして、西側の部分につきましては、敷地内への進入のみとなっております。被害防除については、敷地周囲、特に農地に隣接する南側部分にはコンクリートブロックを3段積み、その上にメッシュフェンスを設置し、隣接農地に影響を及ぼさないようにしております。そのほかの部分についてはコンクリートブロックを2段から3段積みとしております。誓約書により、許可後の転用目的どおり、使用の誓約や隣地同意書による近隣農地所有者からの同意も得ており、市のまちづくり条例に基づく協議も終了していることから、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

以上でございます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。15番委員。

【15番委員】 確認したところ、相模原茅ヶ崎線と町田厚木線との間にある土地でありまして、北側には農地はなくて、南側に田んぼが続いておりまして、お話のように、用水の確保、それから、明かりの影響等の要望が出ているようでございますので、他の農地に対しまして特段問題ないかと思われれます。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号14について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号14について、採決をさせていただきます。

許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当といたします。

次に、議案書9ページから10ページ、日程第3、議案第60号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について を議題といたします。

受付番号6について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、議案第60号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてでございます。この証明書は、相続税の納税猶予の特例の適用を受けようとするときに税務署へ提出する書類の1つになります。相続人の要件といたしましては、相続税の申告期限までに相続か遺贈により取得した農地等で農業経営を開始し、その後も農業を継続すると認められる個人であることで、被相続人の要件は、死亡の日まで農業を営んでいた個人であるとされております。

それでは、議案書9ページ、受付番号6、被相続人は、本郷■■■■■■■、■■■、相続開始年月日は、令和6年■月■■日、申請人は、本郷■■■■■■■、■■■■■、特例農地等の明細でございますが、本郷■■■■■■■■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、農振農用地区域内、ほか29筆、議案書のとおりです。これらの農地につきまして、12月18日に事務局で現地を確認いたしました。農地として適正に管理されていることを確認いたしました。また、■■■さんの農家世帯の構成でございますが、■■■さん、■■■さん、■■■さんの3名が農家台帳に現在記載されており、農業従事者も同様でございます。所有する農機具につきましては、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、トラック3台となっております。農地は適切に管理されており、今後農業を行う意思があることから、この案件については問題ないと思われま。

以上でございます。

【議長】 提案説明が終わりました。

それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。12番委員。

【12番委員】 受付番号6番、■■■さん宅は、代々続く大きな農家でございます。相続人の■■■■■さん、熱心に農業をしております。これからも続くと思われま。適格だと思っております。問題点はないと思いま。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号6について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑も意見もないようでございますので、受付番号6について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、了承いたします。

次に、議案書11ページ、日程第3、議案第61号 引き続き農業を行っている旨の証明について を議題いたします。

受付番号23について、事務局から説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号23、被相続人は、下今泉■■■■■■■■■■、■■■■、相続人は、下今泉■■■■■■■■■■、■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和3年12月23日から令和6年12月25日までです。特例農地等の明細ですが、下今泉■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、山林、市街化区域内の生産緑地、ほか1筆、議案書のとおりで、合計、■■■■平米でございます。事務局で12月11日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われま

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号23について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑も意見もないようでございますので、受付番号23について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

次に、議案書12ページから28ページ、日程第5、議案第62号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題いたします。

お諮りをいたします。今回、審議の計画案は全部で66案です。新たに貸

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号68、73、85、91、92、93、97、98、108、109、110、112、119、128、132、133番について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、そのように決しました。

続きまして、残り49案について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主事】 これまで説明させていただきました新規案件以外の継続案件、合計49件につきましては、説明は議案書のとおりとさせていただきます。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

継続の49案について、質疑のある方は一括でお願いいたします。

【7番委員】 確認なんですけれども、受付番号の87、88、89、90、17ページなのでなんですけれども、公益社団法人の方に1回借りてもらって、そこからまた同じ土地を借りているというような記載になっているんですが、どういうふうな理屈でこうなっているのか教えていただきたいと思います。

【主事】 17ページの案件につきましては、農地中間管理機構を通じた農地の貸し借りになっておりまして、土地の所有者の方が中間管理機構である神奈川県農業会議に農地を貸す手続をして、その後、神奈川県農業会議が借り手を探して、その方と農地の貸し借りの契約というか、利用集積を結ぶ形を取っておりますので、87と88がセットになっているイメージで、87が中間管理機構に所有者が貸して、88のほうで中間管理機構から神森さんのほうに手続をやっております。89と90も同様の形で、尾山シズ江さんが中間管理機構の神奈川県農業会議に貸して、農業会議のほうから神森さんのほうに貸し借りするというような形でやっております。

【7番委員】 この2件だけはレアケースというか、永池川の改修でかかった時点でそう

いうふうな形態を取ったという形なんでしょうか。

【主 事】 継続という形なので、いつからやられたかがすぐ分からないんですけども、今のところレアケースという形にはなっているんですが、来年の4月からはみんなこのような形で農地の貸し借りするような形になってくるので、このような形のものが今後は増えてくるような形になります。

【7番委員】 そうすると、こういう記載に今後、4月以降はなるということなんですね。

【主 事】 なると思います。

【19番委員】 中間管理機構に対する直接の話というのは、本来は市の農業委員会が入るんじゃないんですか。違うんですか。一旦、管理組合を通してからという。

【事務局長】 後ほど説明させていただこうかと考えておりますので、それでもよろしいですか。

【議 長】 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、一括して意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、継続の49案について、採決をさせていただきます。賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、そのように決しました。

【事務局長】 先ほどご質問があった件、今、農地の貸し借りは簡単に言うと3種類やり方があって、農地法の3条は皆さんご存じだと思うんですね。あと、経営基盤強化促進法という、今日たくさんやった、AさんとBさんが相対でやる貸し借り、実はもう1個、中間管理に関する法律というのがあって、さっき言ったように、中間管理機構というものがAさんとBさんの間に入って貸し借りをを行う、この3つがあるんです。中間管理機構はどこというと、昔で言うと農業公社で、今は合併しちゃったので、農業会議というところが中間管理機構というところで、大体都道府県に1個しかないんです。神奈川県の場合には神奈川県農業会議。ですから、Aさんが農業会議に土地を貸して、Bさ

んは農業会議から土地を借りると、間に中間管理者が入るということです。国はもうこれにどんどん移行させていきたいんですね。ですから、よく説明のときに、まだちょっと経営基盤強化で許されている貸し借りがどうのこうのという言葉の言い方を説明者がしていると思いますけれども、来年の3月でそれは終わってしまいます。ただ、まだ契約期間がある土地は今の経営基盤強化促進法の皆さんがよく言う利用集積で、ですから、4月以降、新たな貸し借りをするようなことは、中間管理に関する法律か、農地法の3条でしなくなっちゃいます。これは1月か2月に皆さんに説明をさせていただく時間をつくろうかなと思っています。

何が国としてはいいかと考えているかという、Aさん、Bさんと相対に貸していると、いっぱい借りたいような人がまとめて集約した土地を借りられない。ただ、農業会議が入ることによって、貸すAさんは借り手を決められない、でも、農業会議が入ることによって、たくさん借りたいBさんは農業会議さんとの話で、同じ10枚借りるだったら、こんな飛んでいる10枚じゃなくて、ここの10枚を貸してくださいよというような話が農業会議と中間管理機構でできるからということで、国はそういう農地の利用の集積を図るためにそういう貸し借りを図っている、それに強制的に移行させていくというような形を取っております。

なので、この辺の神奈川県内だと、皆さん、あまり好まないの、農家さんが、いまいち、全国的にはこのやり方は、今言っているように海老名でも4件か5件ぐらいしかないかな、実際。こうやって期間が終わると同じようにして入って。はっきり言って、ここだけの話、農家さんによっては面倒くさくてしょうがないよと、中には、俺はBさんに貸したいんだよ、Bさんだから貸すんだよとか、Bさんから頼まれているからAさんが借りるんだよというような思いがあるので、なかなかその辺はうまく進んでいないのかなというような、生産者からも、いい人から見るといいんですけども、嫌な人から見たら、こんなの嫌だよみたいな、そんなです。

結局、農業会議が間に入ってくれるから、農業会議が全部やってくれるかといったら、そんなことないんです。最終的に神奈川県が、これは県知事許可なんですけれども、やってくれる。農業会議の職員は10人ぐらいしかい

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。
続きまして、受付番号5について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 受付番号5、届出地は、中河内■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、田、地積、■■■平米、議案書のとおりです。賃貸人は、中河内■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、賃借人は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■でございます。合意により解約する日は、令和6年12月31日、土地の引渡し日は同日となっております。こちら、受付番号4と全く同じで、令和7年1月1日からは、息子である■■■様のほうで貸し借りを結ぶ届出が出ております。こちら、12月18日に現地調査を行い、農地として管理されておりましたので、問題ないと思われま。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。
それでは、受付番号5について、質疑のある方はどうぞ。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号5について、採決をさせていただきます。
賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。
次に、議案書30ページ、日程第7、議案第64号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について を議題といたします。

受付番号7について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号7、申請者は、杉久保南■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、買取り申出事由は、死亡のためでございます。買取り申出事由発生日は、令和6年1月30日、買取り申出事由発生者は、杉久保南■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、申出事由発生者との続柄につきましては、子ということになっております。買取り申出をする生産緑地は、杉久保南■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、■■■平米、ほか2筆、議案書のとおりでございます。

。現地の案内図と写真は、資料7を御覧ください。事務局で12月11日に現地調査をしたところ、農地として管理がされておりましたので、証明の発行につきましては特に問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号7について、質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、受付番号7について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

（挙手）

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書31ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の（1）農地の使用貸借権の解約について を案件といたします。

それでは、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 農地の使用貸借権について、合意解約が行われた旨の通知がありましたので、報告いたします。

受付番号13、届出地は、上今泉■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、田、地積、■■■平米、ほか1筆、議案書のとおりです。貸人は、柏ヶ谷■■■■■■■■■■、■■■■、借人は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■でございます。合意により解約する日は、令和6年11月19日、土地の引渡し日は、令和6年11月30日で行うということです。なお、こちらについては、本日、農地法第3条の許可申請にてご審議いただきました受付番号28番なのですけれども、今後は■■■■のほうで所有権を移転するというので申請が出されている土地です。事務局で12月17日に現地確認を行い、農地として管理されていることを確認いたしましたので、特に問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書32ページから34ページ、（2）農地転用届出による専決処分について を案件といたします。

32ページの農地法第4条の4件、33から34ページの第5条の5件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主査】 議案書32から34ページでございます。それぞれ届出期間につきましては、令和6年11月1日から11月30日までの間に届出がされたものでございます。まず、農地法第4条第1項第7号の規定による届出ですが、受付番号34から37の4件で、田が1,041平米、畑1,550平米でございます。

続いて、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございますが、受付番号87から91の5件で、畑のみで1,454平米でございます。これらにつきまして、専決処分で受理したことを一括して報告いたします。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、一括して質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承といたします。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

【19番委員】 農地の売買なのですけれども、今回も開発区域内に農地が1つだけ残っているような状態がありましたけれども、もしあの方が農地を先導でやって

いる人で、もしその開発のときに農地の代替地が欲しいといったときに、農地の代替地の情報というのが一体どこにあるのかというのを聞きたいんですね。本来、この農業委員会事務局のほうに農地を売りたいという人たちの情報をはっきりとここに入っているのか、全くないのか。そうすると、不動産屋さんには取りあえず知っている人しか聞かないので、そういう人から情報を得ているのだと思うんですけど、なかなか農地を代替地として探すということが難しいので、この辺はどうなんでしょうかね。

【事務局長】 基本的に情報は農業委員会が持っています。持っていなきゃいけないというふうにも捉えられるんですが、逆に言うと、農業委員会さん個人も本来持っていていい、農家に行って、そういう話を聞いたときに、俺は売りたいんだよともいわれたら、農業委員さんもそれを自分の情報の中に入れるなり、事務局に提供してくれるなりでもいいと思います。

【19番委員】 売りたいということを皆さんなかなか言わないんですね。農家の人は。割と農地法のことを分からないので、不動産屋さんには聞いちゃうんですね。宅地と同じように売れるんじゃないかと思うんだけど、実際には農業者にしか売れない、農地転用もこういうふうに戸建てはできないよ、雑種地なんだよということが、ほとんどの農家の人は多分分かっていない。だから、農業委員さんのほうにもあまりそういう情報が入ってこないの、意向調査を農業委員さんにしてもらったりしているじゃないですか。そういう意向調査を基に事務局でも、リストにはしていませんけれども、はっきり売りたいとかと書かれている人も、じゃ、どの筆を売りたいとか、なかなかそういうことがないので。ただ、日々の中で、農業委員会の事務局に、貸したいんだという人はたくさん来ます。中には、売りたいんだよという人が来た場合、我々が聞き取って、その地区の、じゃ、大谷の農業委員さんにこの情報は伝えておこうとか、そういうことをやったりはしております。貸すときも同じですけれども。

今回も田んぼなんかもそうですけれども、市外の人が多いですよ。いわゆる相続でもらっちゃった田んぼ、だけど、私は全然農業をやるつもりはないですよ。ただし、田んぼは持っている、でも、その田んぼは、将来、市街化になるかといったら、なりませんよということが多分分かっていないの

で、ずっと保持しちゃっているんですけど、本来はそういう田んぼは売買して、農業をやりたい人に与えていけばいいんですが、どうもそういうような傾向にはなっていないというのがあるのです。

【事務局長】 そういうことを全くやっていないということではなくて、そういう情報は、農地を持っている方がいっぱい来ますので、我々としては控えておいて、ただ、買い手のほうが、ぶっちゃけ、なかなかいないのでね。ただ、そういう情報があると農業委員さんに、大谷のこの田んぼだけど、ここに住んじゃっているんだけど、売りたいと言っているんだとかと、さっき言ったように情報を流すとか、あとは生産者に、この辺売りたい人がいるんだけど、どうなんていう話はしたりはしています。実際、それが売買につながった実績もあるし、貸し借りが多いのですけれども、そういうことはやってはおります。ただ、なかなか買い手のほうがいないですね。やっぱりご自分で見つけたら、不動産屋さんに来てくれるというのが多いのかなという気はしますけど。

【19番委員】 もう1つ。先ほど言った農地中間管理機構の利用なのですけれども、例えば遊休農地がありますよね。遊休農地は草が生えちゃって、やっていない、こういうところに対して農地中間管理機構のほうにお願いをしていくということはできないんですか。

【事務局長】 できなくはないですけど、実態として農業会議がそういうところを、さっきの話、じゃ、どこの農家にやってくれるのといったら、海老名の農業委員会に情報を求めるしかないわけですよ。海老名の農業委員会が結局探すしかない。だから、変な話、農業会議のほうにそういうところは扱おうとしていないです。実際問題。来月やりますけど。AさんとBさんが決まっているようなところを取りあえず中間管理の制度に移すのが今の現状かなということでございます。だから、そんな法律、誰がつくったのという、そういうことでございます。

【19番委員】 了解しました。ありがとうございます。

【3番委員】 今年12月に農家台帳を出すときに、農業従事日数があるじゃないですか。あの決め手というのは何なんですか。給料をもらっているなら従事者で、日数は分かるんだが、大体俺、50日ぐらいかなとか、100日ぐらいかな

とかで出すのか、何か決まりはあるんですか。日数の規定というのは。

【事務局長】 基本的に決まりはないと思います。皆さんが特に3条とかで審議するのに、この人がどのぐらい農業に従事しているのかとか、そういった意味で、300日もかよとか、何だ、60日だけかよとか、そういう意味で、ですから、本当に正直に…。

だから、その農家さんの、じゃ、この日が2時間で、この日が10時間だから、どうするよとか、そんなのざっくばらんに大体従事しているのをやっていただいて、それで農家のいわゆる従事状況はどのなのよというような把握の仕方を。実際、3条の申請になると、もう1回、確認しているんですけどね。

恐らく昔は、たしか私の記憶だと、農業委員の選挙で、選挙権がある人が従事日数が60日以上だったんじゃないかと思うんですよ。昔はそういう意味でシビアに。だから、私もおやじに、おまえ、60日しておくからよと、そんなやっていないのに、もっとやっても、とやって、だから、昔のそういう名残なんかもあって、なのかなという気もしなくはないんですけど。

だから、農家の情報を収集するには、どのぐらいの日数をやっているかということが、事務局じゃないですよ、農業委員会として分かっていないと、なかなか審議しづらいので、ああいう情報を。ですから、機械も、じゃ、どれだけの機械を。機械を持っていなきゃ駄目というわけではないですけど、そんなので、おまえ、できるのかよと、そういう情報を集めるためにやらせていただいていると。

農業委員会としては、情報が何もないと、その中によく、経営の縮小だとか、納税猶予を受けているんだとか、ちゃんと書いてくれる人はちゃんと書いてきてくれて、そこで情報を得ているという形でございます。情報収集だと思っていただくしかないです。

【12番委員】 農家台帳の書くあれで、専業農家、第1種兼業農家、第2種兼業農家、1種兼業農家、2種兼業農家の大体の線引きというのは、それぞれ個人が違うと思うんですけども、行政のほうの判断はどんなふうになっているのか。

【事務局長】 今、農業センサスでそういう捉え方はしていないと思うんですけども、昔はセンサス上、専業農家、第1種、第2種。第1種は農業所得のほうがほかの所得より多い人、第2種はほかの所得のほうが農業所得より多い人、これで今までは分けていましたけれども、今はあまり。農業センサスがあるじゃないですか、5年に1回の農家の国勢調査みたいな、それにはもう販売農家と自給的農家みたいな、そんなのにしか分かれていませんけど。農業収入しかない人は専業農家、1種は農業の所得のほうが多い人、2種は農業の所得よりもそれ以外の所得が多い人、今でもそういう分け方はしております。

【12番委員】 その分け方以外のこういうのは必要ないんじゃないですか。基本台帳に出す。

【事務局長】 分け方としては、農業だけで農業経営をしているのと、それとも、農業経営以外にも、ほかから何か会社をやっていたり、収入があるのとか、そういう分け方でよろしいのかなど。兼業だから駄目だということは、さっき言ったように、ないわけであって、兼業農家さんだって200日従事している人もいればね。みんな、兼業と書くと、農家じゃなくされちゃうんじゃないかみたいに思うんですけど、全然兼業だって。専業だって、田んぼ1枚しかやっていない人も専業ですから。それしかやっていなければ。兼業でも田んぼ5枚とかね。温室、5棟持っていて。温室、5棟を持っていたら兼業なんかできないだろうけど、そういう人だっているわけですから。一概には。ただ、農業以外にも何かやっているのか、そうじゃないかとか、そういうふうな情報を得ればよろしいのかな程度だと思っています。

【12番委員】 でも、基本台帳だから、土地の面積と事業者が分かれば、それは紙から外しちゃうという形がいいと思うんですけどね。各農家の個人的な考えなんだけど、前からあるから、ずっと続いているだけのことで、もういいんじゃないかと私はそう思って。意見だけ。

【事務局長】 その辺は事務局としても、今後のね。確かに同じような書式を続けていますので。ただ、これ、様式を変えると、全然書き方が分からないといって、いろいろ出てくるので、あと、比較がしにくいとか。その辺はご意見として承ります。

【議長】 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 事務局からはございますか。

【事務局長】 ありません。

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了といたします。

2番委員から閉会のご挨拶をお願いいたします。

【2番委員】 大変長時間にわたりまして慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年第12回定例総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —